

【改正後】

本業市発注の建設工事に関する低入札制度について、令和元年7月1日以降に入札公告を行う（予定価格1,000万円以上の）建設工事について、以下のとおり「**低入札価格調査制度の基準価格・失格判断基準**」及び「**最低制限価格制度の最低制限価格**」の改正を行うこととしましたので、ご注意ください。

右記以外の工事		「建築一式」並びに営繕工事にかかる「電気」「電気通信」「管」及び「とび・土工・コンクリート（解体工事に限る。）」工事	営繕工事以外の「電気」及び「電気通信」並びに「機械器具設置」工事
予定価格	<p>低入札価格調査制度</p> <p>基準価格 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×55% （ただし、予定価格の75%～92%の範囲内）</p> <p>失格判断基準 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×20% （ただし、予定価格の75%～92%の範囲内）</p>	<p>低入札価格調査制度</p> <p>基準価格 直接工事費×9/10×97% 共通仮設費×90% (直接工事費×1/10+ 現場管理費)×90% 一般管理費×55% （ただし、予定価格の75%～92%の範囲内）</p> <p>失格判断基準 直接工事費×9/10×97% 共通仮設費×90% (直接工事費×1/10+ 現場管理費)×90% 一般管理費×20% （ただし、予定価格の75%～92%の範囲内）</p>	<p>低入札価格調査制度</p> <p>基準価格 機器費×90.7% 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×55% （ただし、予定価格の75%～92%の範囲内）</p> <p>失格判断基準 機器費×82% 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費×20% （ただし、予定価格の75%～92%の範囲内）</p>
	<p>合計額</p> <p>合計額</p> <p>合計額</p>	<p>合計額</p> <p>合計額</p> <p>合計額</p>	<p>合計額</p> <p>合計額</p> <p>合計額</p>
	<p>1億円</p> <p>1,000万円</p>	<p>入札書記載金額</p> <p>入札書記載金額</p> <p>入札書記載金額</p>	<p>入札書記載金額</p> <p>入札書記載金額</p> <p>入札書記載金額</p>
<p>最低制限価格制度 制限価格＝調査基準 価格の算出に同じ （制限価格を下回っ た場合は無効）</p> <p>（失格判断基準あり）</p> <p>総合評価方式</p>	<p>最低制限価格制度 制限価格＝調査基準 価格の算出に同じ （制限価格を下回っ た場合は無効）</p> <p>（失格判断基準あり）</p> <p>総合評価方式</p>	<p>最低制限価格制度 制限価格＝調査基準 価格の算出に同じ （制限価格を下回っ た場合は無効）</p> <p>（失格判断基準あり）</p> <p>総合評価方式</p>	

基準価格を下回る入札者あり

失格判断基準の確認

＜失格判断基準の適用＞

失格判断基準 に該当しない	失格判断基準 に該当する
○低入札価格調査	×無効

低入札価格調査

専任の追加配置技術者の選出 ※落札候補者のみ

- 〔技術者の配置例〕
- ・ 請負代金額2,500万円以上の建設工事（建築一式にあっては5,000万円以上）の場合
 → 専任の主任（監理）技術者1名（建設業法上）**＋専任の主任（監理）技術者1名（低入札対応）**の計2名を配置
 - ・ 請負代金額2,500万円未満の建設工事（建築一式にあっては5,000万円未満）の場合
 → 専任の主任技術者1名**＋専任の主任技術者1名（低入札対応）**の計2名を配置

落札候補者の入札参加資格審査

落札者の決定・契約へ